第８号様式

競　争　入　札　心　得

（総　則）

第１条　北海道有林野産物の売買に係る競争入札に当たっては、別に定めるもののほかこの心得を承知してください。

（入札保証金等）

第２条　全文削除

（入　札）

第３条　入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を記載して提出（入札箱に投入）しなければなりません。

２　郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)による入札を認める場合において、前項の入札書を郵便等による送付により入札しようとする者は、その封書に「　入札書」と朱書きし、書留郵便(配達証明郵便)又は信書便法第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便(配達証明郵便)に準ずるものとして知事が定めるもので提出しなければなりません。

３　１回の競争入札に付する産物が２件以上の場合で、当該入札に付する産物が売払番号で示されているときは、入札書及び封書にその売払番号を明記しなければなりません。

（公正な入札の確保）

第４条　入札参加者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

２　入札参加者は入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

３　入札参加者は落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

（代　理）

第５条　入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名(法人の場合は、その名称及び代表者氏名)を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

２　入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

３　入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

（入札書の書換え等の禁止）

第６条　入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することができません。

（無効入札）

第７条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

⑴　入札書の記載金額その他入札要件を確認できない入札

⑵　入札書の記載金額を加除訂正した入札

⑶　入札書に記名押印がない入札

⑷　所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札

⑸　一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札

⑹　代理人が２人以上の者の代理をしていた入札

⑺　入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札

⑻　郵便等による入札で所定の日時までに到着しなかったもの

⑼　無権代理人がした入札

⑽　入札に関し不正の行為があった者のした入札
⑾　入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
⑿　その他入札に関する条件に違反した入札

（開　札）

第８条　開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせます。

（再度入札）

第９条　開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行います。また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

（落札者の決定）

第10条　有効な入札を行った者のうち、予定価格以上で最高の価格で入札をした者を落札者とします。

２　落札者となるべき価格で入札した者が２人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

（入札保証金等の返還）

第11条　全文削除

（契約の締結）

第12条　落札者が当該契約を締結しようとするときは、契約担当者の作成した契約書案に記名押印のうえ、落札決定の通知を受けた日から７日以内に契約担当者に提出しなければなりません。

（落札者と契約の締結を行わない場合）

第13条　落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行いません。

２　契約書の作成を要する契約であって、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとします。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができません。

（入札保証金等の帰属）

第14条　全文削除

（契約保証金等）

第15条　全文削除

（入札保証金等の充当）

第16条　全文削除

（入札の取りやめ等）

第17条　契約担当者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

（入札の辞退）

第18条　入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

２　入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

⑴　入札執行前にあっては、その旨を文書又は口頭により契約担当者に連絡すること。
⑵　入札執行中にあっては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

３　前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。